

アルゼンチンの大型投資奨励制度

(2025 年 2 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が現地法律事務所 Capilla Mustapich Villalba Abogados に作成委託し、2025年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Capilla Mustapich Villalba Abogados は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Capilla Mustapich Villalba Abogados が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

目次

1. 大型投資奨励制度（RIGI）の概要	1
2. RIGI の法的効果.....	2
3. 制度の不变性に関する考察.....	5
4. RIGI の経済的優遇措置	7
5. RIGI の適用申請.....	10
6. RIGI の適用を受ける初の承認案件.....	11
7. 中南米における投資優遇制度との比較.....	12
8. 結論	12

アルゼンチンの大型投資奨励制度

1. 大型投資奨励制度（RIGI）の概要

アルゼンチンでは 2024 年 7 月 8 日、[法律 27742 号](#)（アルゼンチン人の自由のための基盤および出発点に関する法律、通称：オムニバス法、または基盤法。以下、基盤法）が公布され、同法の第 7 編にアルゼンチンへの大規模な投資誘致を目的とする大型投資奨励制度（以下、「RIGI」）が規定された。同制度は、債務問題を背景に導入されている厳しい資本取引規制や不安定なマクロ経済など、安定性と予見性に欠けるアルゼンチンにおいてそれを補完し、さまざまな経済的な優遇措置と安定性、法的確実性を投資家に供与するものである。同法の施行規則である[政令 749/2024 号](#)は、2024 年 8 月 23 日に公布された。

同法第 164 条は、RIGI が、投資家が取得した権利を保護する効率的な制度であると定義しており、投資家に一定の優遇措置と法的確実性を提供するものであるとしている。すなわち、RIGI の意義は、資本取引規制の例外措置をはじめとする魅力的な経済的優遇措置とその不变性にあるといえる。

また、同法第 165 条は、制度の一般的な適用範囲について、「制度を制限、違反、妨害、歪曲する規則または事実上の措置は無効であり、管轄裁判所はただちにその適用を阻止しなければならない」と定めている。これにより、連邦政府も、同制度に批准した州政府も、制度の不变性、および制度が投資家に与える権利と優遇措置などに如何なる影響を及ぼすことができないとしている。同法が定める制度の不变性については、本報告書の「3. 制度の不变性に関する考察」で説明する。

（1）対象分野と最低投資額

本制度の対象となる分野は、林業、観光、インフラ、鉱業、テクノロジー、製鉄、エネルギー、石油・ガスである。法は、最低投資額を 2 億米ドルと定めているが、産業分野によつては、政府が 9 億米ドルを超えない範囲で設定できる。同法施行規則第 29 条によると、石油・ガス分野のうち、炭化水素のオフショア開発・探査、輸出向けのガスの開発、生産については最低投資額が 6 億米ドル、石油・ガスの輸送については 3 億米ドルに設定された。それらを除く産業分野の最低投資額は 2 億米ドルとなっている。

（2）特別目的事業体（SVP）

RIGI の適用を受けるには、特別目的事業体（SVP）と呼ばれる事業体を通してプロジェ

クトを実施しなければならない。そして、プロジェクトは唯一、かつ排他的な目的を有しなければならない。すなわち、プロジェクトの目的外の活動を行ったり、資産を所有したりしてはならない。なお、SVP の株式の所有権は、自由に譲渡することができる。

SVP を構成できるのは、a) アルゼンチンで設立された法人（単一株主株式会社、有限会社を含む株式会社、b) 外国企業のアルゼンチン支店、c) 特定支店 (Sucursales Dedicadas)、d) 共同企業体 (Uniones Transitorias) などである。これらは、本制度が創設される以前から存在する会社であっても構わない（施行規則第 4 条）。

特定支店とは、RIGI の適用を申請した外国企業または外国企業の支店が、RIGI の対象となるプロジェクトと無関係の事業をすでに一つ以上、アルゼンチンにおいて保有している場合、または、RIGI の対象となるプロジェクトに影響しない資産を一つ以上保有する場合、RIGI の適用をうけることだけを目的として、プロジェクトの受け皿することだけを目的として設立する支店を指す。

(3) 長期戦略輸出案件

投資額が 10 億米ドルを超える案件は、当局によって長期戦略的輸出に分類される場合があり、その場合、有利な為替に関する優遇措置を受けることができる（法第 172 条）。

(4) 罰則規定

基盤法第 211～217 条は、RIGI の優遇措置を受けるために定められた規則の違反行為と、それに対応する罰則を定めている。

2. RIGI の法的効果

RIGI の法的効果のうち、特に目立つものは以下のものである。

(1) 制度の不变性

安定性を確保する上で最も重要なのは、基盤法が定める優遇措置が、30 年間変更されないと保証されていることである。同法第 201 条は、「RIGI の適用を受ける SVP は、そのプロジェクトについて、税制、関税、外国為替に関する規制の安定性を享受するものとし、基盤法第 7 編第 4 章および第 5 章が定める優遇措置は、同法の廃止や、RIGI が規定するものよりも負担が重い、制限的な税制、関税制度もしくは為替制度が導入された場合も、その影響を受けない」としている。つまり、新たな法律、政令、決議が制定され、RIGI により付与される優遇措置の条件が変更されても、承認を受けて進行中のプロジェクト (SVP) には

その変更は適用されない。言うまでもなく、RIGI よりも有利な条件を規定する法律ができた場合は、RIGI の優遇措置に代わって、それらの条件がただちに適用される（法第 205 条 b）。例えば、既存の資本取引規制が撤廃された場合などが想定される。

(2) 新たな法人形態「特定支店」

先述のとおり、RIGI は、特定支店と呼ばれる新たな企業形態を導入した。これは、RIGI の適用を受けてプロジェクトを実施することを目的として設立される支店である。よって、既存の現地法人や支店を有する外国企業は、RIGI の適用を受ける一つ以上の開発フェーズを持つ単一の投資プロジェクトを実施することが唯一かつ排他的な目的とする支店を設立することが可能である。これらの企業形態は、基盤法第 170 条が規定する条件を遵守しなければならない。

- ・ 事業の所在地の商業公共登記所に登記されること。
- ・ 納税登録單一番号（CUIT）を取得し、既存の法人とは別に、実施する活動に応じた納税登録を行うこと。
- ・ 割り当てられた資金を有すること。
- ・ RIGI の適用を受けるプロジェクトの開発が唯一の目的として定められていること。
- ・ RIGI の適用を受けるプロジェクトのみに使用する資産、負債、人材のみを割り当てていること。
- ・ 既存の法人とは別会計であること。

(3) SVP への財・サービスのサプライヤーへの優遇措置

RIGI は、投資プロジェクトは実施しないが、財またはサービスを提供する企業、すなわち RIGI の適用を受けたプロジェクトに輸入した財やサービスを提供するサプライヤーにも、RIGI の優遇措置を得るための登録を認めている。この場合、SVP に提供する財や提供するサービスに使用され財に、関税上の優遇措置の適用を受けることができる。SVP に提供するために輸入する財のみが適用対象であり、それ以外には適用されない。

(4) SVP による投資計画変更を認める柔軟性

いったん承認された投資計画は、本制度を監督するアルゼンチン経済省の承認を得ることなく、SVP が変更することができる。ただし、その変更の決定日または判明日から 5 日以内に当局に通知しなければならない。投資計画の変更に認可が必要となるのは、以下の変更を伴う場合のみである。

- ・ RIGI の適用の承認が通知された日から起算して、最初の 2 年間に投じる投資金額を削減する場合、または、投資金額を遵守するために投資期間を延長する必要がある場合。
- ・ 最低投資額を達成しなければならない期限を延長する場合。

投資計画の変更に係る柔軟性は、大規模のプロジェクトで発生しがちな開発段階での変更を踏まえると、非常に有用である。

(5) 既存プロジェクトの拡張

本制度は、RIGI の適用対象は新規プロジェクトのみならず、以下の要件を満たす既存プロジェクトの拡張計画も認めている。

- 既存プロジェクトの拡張計画が、RIGI の要件をすべて満たし、対象となる分野における最低投資額以上であること。
- 既存プロジェクトの拡張にのみに RIGI の優遇措置が適用されることを証明し、それを確約する計画書を提出すること。

(6) 資産および投資の特別な保護

基盤法第 200 条には資産および投資の特別な保護措置が盛り込まれており、アルゼンチン政府による事実上または法律上の没収または収用行為の対象とならないことを定め、その資産および投資をすべて、自由に利用できることを保障している。

また、「政府は、連邦政府のいかなる当局、地方政府または外国政府のいかなる当局による事実上または法律上の没収または収用行為を防ぐべく、SVP に協力するものとする」としている。

(7) 紛争解決

基盤法は、RIGI の適用において紛争が発生した場合の興味深い解決策を盛り込んでいる。この点に関して同法は、紛争は第一に協議と友好的な交渉によって解決すべきと定めている。この方法で 60 历日以内に紛争が解決できない場合は、紛争解決は仲裁に委ねられる。そして、SVP は、以下の仲裁規則から仲裁方法を選択できる。

- 2012 年常設仲裁裁判所（PCA）規則
- 国際商業会議所（ICC）規則
- 投資紛争解決（ICSID）条約、または ICSID 追加的制度規則

(8) 政府の違反行為に起因する損害の賠償請求

基盤法に盛り込まれた興味深い措置は、連邦政府および州政府による違反行為による損害が生じた場合に SVP が要求できる権利が拡大されたことである。これらの政府による違反行為があり、それによる損害の賠償を請求するだけでなく、逸失利益、すなわちプロジェクトに期待されていた利益も請求できるとしている。（施行規則第 129 条）。

3. 制度の不变性に関する考察

RIGI が SVP に与える権利と優遇措置の不变性と安定性は、RIGI の基本的特徴の一つである。先述のとおり、基盤法第 201 条は、「RIGI の適用を受ける SVP は、そのプロジェクトに関して、税制、関税、外国為替に関する規制の安定性を享受するものとし、基盤法第 7 編第 4 章および第 5 章が定める優遇措置は、同法の廃止や、RIGI が規定するものよりも負担が重い、制限的な税制、関税制度もしくは為替制度が導入された場合も、その影響を受けない」、「本法律に規定された税制、関税、為替の安定性を、SVP が RIGI の適用の承認を受けた日から 30 年間保証する」としている。

同法第 178 条は同様に「SVP は、基盤法第 209 条が規定する優遇措置の解除事由に該当しない限り、RIGI が規定する権利、保証、優遇措置を享受する。加えて、RIGI の適用が承認された日から 30 年間は、基盤法第 7 編第 6 章が定める法的安定性の保証を享受するものとする」と定めている。

(1) 他法令などからの保護

基盤法第 165 条は、連邦政府や RIGI を批准した州政府、市政府は、RIGI が規定する制度を制限、違反、妨害、または歪曲するいかなる規則または措置を無効とし、管轄裁判所はただちにそれらの適用を阻止するものとすると定めている。

従って、国会より下位の権威は、RIGI の規定を変更または、いかなるかたちであれこれを歪めることができないことを保証している。例えば州の法律、市町村などによる決議や決定、あるいは連邦政府の政令によって RIGI の優遇制度が変更されることはない。これは、制度の安定性を確保するために基盤法が定めた保護措置である。

(2) RIGI の廃止に対する保護

仮に国会において RIGI を廃止するような新たな法律が制定された場合、この安定性は維持されるのかとの疑問が生じる。施行規則第 105 条には「優遇措置が、国会が制定する別の法律により廃止された場合もその安定性を維持する」という文言が盛り込まれている。基盤法第 VII 編、すなわち RIGI に関する規定が改正または廃止されたとしても、SVP は RIGI の適用承認日から 30 年間は、RIGI により与えられたすべての権利が保証されるということである。

国会が基盤法を廃止した場合も財政、為替、規制などの優遇措置が 30 年間保証されるのかどうかが問われる。アルゼンチン国内の裁判所、特にアルゼンチン最高裁判所（以下、「CSJN」）の法理には、過去にも同様の事例がある。これらの事例において CSJN は、何人も法制度の不变性に対する権利を主張することはできないこと、そして、規則はその効力発生時に存在する法律関係の結果に適用されることを指摘している。

この姿勢は、さまざまな分野の問題において、CSJN によって何度か支持されてきた。例えば、「公共事業契約におけるウノラ・デ・アルヘンティーナ有限会社と YPF および BANADE」の訴訟において CSJN は次のように判示した。「前述のとおり、契約書に記載された財政的負担から原告を解放したのは国会であり、それは、国益のために石油活動の開発を促進するためであり、わが国の法律がその権能に付与する権限に適合するものである。このような国益を守るために、立法機関は、前述の権限により、付与された税制上の優遇措置を終了させる権限を与えられているのである。」

このように、前述の判決から長い年月が経過した後、全く異なる事例において CSJN は、「当裁判所の基準に基づき、誰一人として、法令の維持またはその変更の可能性を不能とする権利を有しない」(判例集 339:245) と繰り返し述べている。

要するに、CSJN の学説によると、法律や規則の維持に対する既得権益は存在しないため、規則の一定期間または特定の条件に直面して立法府を制限しようとした場合であっても、立法府自身の権限行使の結果として、規則の改正や効力を廃止できるとしている。「権利や保証の緊急保護を要求する法的措置におけるソフラコール株式会社対アルゼンチン政府の訴訟」では、CSJN は、「国会が公布した自己の制限は、たとえ黙示的であっても修正または放棄することができる。予算法は政治的に重要な意味を持つ行為であり、立法府の意志は、同等の規範的階層を持つ既存の行為によって制限されることはない」と判示した。

補足すると、法律を維持するための既得権益は誰にもないと同様に、法学的基準に関する権利も誰にもないといえる。つまり、CSJN がこれまで述べてきたこととは別に、将来、基盤法の条項を巡って紛争が生じた場合、立法府が定めた制約を尊重すべきと CSJN が判断する可能性もあるということである。

明確にしておくと、国会が制定しうる税制、関税、為替などに関連する改正は、RIGI によって付与された優遇措置を直接廃止または撤廃するものだけではない。新たな改正は、付与された優遇措置を維持したまま制定することもできるのである。

(3) 紛争解決

紛争が発生した場合、解決するのは国内の裁判所なのか。基盤法第 7 編第 10 章は、政府と SVP との間で、本制度に起因または関連する紛争が発生した場合、まずは協議および友好的な交渉を通じて解決されなければならないと規定している。それでも紛争が解決しない場合は、仲裁に委ねられる。SVP は、以下のいずれかの仲裁方法を選択することができる。

- ・ 2012 年常設仲裁裁判所（PCA）規則
- ・ 国際商業会議所（ICC）規則
- ・ 投資紛争解決（以下、「ICSID」）条約、または ICSID 追加的制度規則

また、同法第 222 条は、「この制度の条件下で獲得された権利および優遇措置は、投資の

促進および相互保護に関する適用される条約の意味において、保護された投資とみなされ、その影響は、この制度に規定された救済措置を損なうことなく、その規定に従って、国家の国際的責任を生じさせる可能性がある」と定めている。

国家による違反行為があった場合、SVP が、ICSID を含む国際仲裁により紛争の解決を求めることができることは間違いない。より高度な保護を SVP に与えるため、政府に違反行為があり、これによって SVP が受けた損害の賠償を請求するだけでなく、逸失利益、すなわち投資プロジェクトに期待されていた利益も請求できるとしている。これらは、国家にとって多大なコストを意味するため、制度の変更を阻止するための手段ともいえる。

本報告書では、これまで外国投資家がアルゼンチン政府に対して提起した要求について分析を行わないが、2002 年に政府が公布した非常事態に関する法律によって経済的損害や国際投資条約違反があったとして投資家が ICSID に提訴した際、アルゼンチン政府に有利な裁判が下されたケースは少数だったという点は重要である。そして、それらの事案では、極めて厳しい理由が主張されている。例えば、「2001 年 12 月のアルゼンチンの状況は、国民の秩序を回復し、経済衰退を食い止めるための即時かつ断固とした行動を求めていた。…国家の経済基盤が包囲状態にあった場合、問題の深刻さは軍事侵攻に匹敵しうる…」などである。すなわち、ICSID の判決文は、2001 年にアルゼンチンが直面した経済問題の深刻さに言及しており、今回の基盤法が投資家に与える優遇措置に対する政府の違反行為を正当化できるであろう状況は、2001 年と同等の大きな経済危機であることを示しているといえる。

従って、今後 30 年の間に政権が交代しても、基盤法に基づいて投資家に付与された優遇措置を政府や国会が無視して、同法を廃止したり、SVP に不利益となる制度変更をしたりすることによって投資家に損害を与えるようなことはないと推測される。

ICSID 法廷が採用した基準は、2001 年に起きた経済危機に匹敵するような事態のみが、基盤法が保証する税制、関税、為替などの優遇措置の修正または変更を正当化しうることを示しているようである。

4. RIGI の経済的優遇措置

(1) 税制と関税に関する優遇措置

RIGI は、次のような税制、関税の優遇措置を定めている。

- ・ 法人所得税率を 25% に引き下げ、一般的な 35% までの累進税率は適用しない（法第 183 条）。
- ・ 資産の償却（加速度償却）を次のとおり行うことができる（法第 183 条）。

- a) 購入、製造、加工、輸入された減価償却対象の動産資産の減価償却を年2回、均等に連続して行うことができる。
- b) 鉱山、鉱石採掘場、森林、および同様の資産、またはその期間に開始されたインフラ整備事業の減価償却は、耐用年数を推定耐用年数の60%に短縮して計上することができる。
- ・ 1年間の欠損金は、期限なく将来の利益と相殺する、または5年後に第三者に譲渡することができる。欠損金は、インフレの影響を緩和するために、国内の卸売物価指数によって更新され、5年以内に吸収されない場合は第三者に譲渡することができる（法第183条）。
- ・ 配当金に対する源泉徴収税を軽減する（法第184条、185条）。最初の7年間は7%、その後は3.5%の税率が適用される。ただし、3年以上保留された配当金については、4年目に計上された配当金から0%の税率が適用される（合計7年間）。
- ・ 資本財、予備部品、投入財の輸入関税、および一時輸入に対する輸入関税が免除される（法第190条）。また、統計税、国税および地方税、徴収、前払税のいずれの税金も免除される。
- ・ RIGIの適用から3年経過後、プロジェクト下で製造された財の輸出に課税される輸出税が免除される。長期戦略的輸出プロジェクトの場合は、適用から2年経過後に、輸出税が免除される（法第191条）。
- ・ 一定の条件下において税額控除証明書を提出することで、付加価値税が早期に還付される（法第188条）。
- ・ 金融機関で行う出入金などの取引に課税される金融取引税を所得税から控除できる（法第189条）。
- ・ 資金調達から発生する利子および為替差損は、所得税からの控除できる（法第192条）。
- ・ RIGIの適用を受けたプロジェクトは、直接的な禁止や制限、輸出入量の制限や枠の設定など、経済的制限なしに、プロジェクトの建設、運営、開発に必要な物品を自由に輸出入できる（法第193条）。輸出入取引に対する事前の宣誓供述書の提出や、自動および非自動ライセンスの取得、輸入証明書、輸出入取引の監視システム、輸入許可または輸出許可の事前申告、行政介入など、これら承認などを必要とする行為や手続きはすべて、自由な輸出入を妨げるものとみなされる。

（2）為替に関する優遇措置

RIGIは、次のような為替に関する優遇措置を認めている。

① 輸出代金の国内還流義務の例外措置

RIGIの適用を受けたプロジェクトにより財を輸出して得た外貨は、以下の比率については外国為替市場での強制的なアルゼンチン通貨ペソへの交換義務を免除される（法第198

条)。

- ・ SVP の業務開始から 3 年目以降の輸出によって得る外貨の 20%
- ・ SVP の業務開始から 4 年目以降の輸出によって得る外貨の 40%
- ・ SVP の業務開始から 5 年目以降の輸出によって得る外貨の 100%

長期戦略的輸出プロジェクトの場合は以下のとおりである。

- ・ SVP の業務開始から 2 年目以降の輸出によって得る外貨の 20%
- ・ SVP の業務開始から 3 年目以降の輸出によって得る外貨の 40%
- ・ SVP の業務開始から 4 年目以降の輸出によって得る外貨の 100%

② 資本・資金調達

融資および資本調達により得た外貨は、外国為替市場での強制的なアルゼンチン通貨ペソへの交換義務を免除される。国内または国外からの資金調達による外貨は、国外または国内で自由に取得可能であり、資本の流出入に制限はない（法第 198 条、199 条）。

③ 借入金および債務の国外への返済、または直接投資の本国送還

借入金および債務の国外への返済、または直接投資の本国送還を目的とした外国為替市場での外貨の入手を制限する為替規制は適用されない。ただし、外国為替市場で売却した外貨の金額が、債務の返済または本国送還の金額と同等またはそれ以上でなくてはならない。利益、配当金および利子：これらの支払いのために、外国為替市場において外貨の入手は制限しない（法第 198 条、199 条）。

④ 利益、配当金または利子の支払い

利益、配当金または利子の支払いのための外国為替市場での外貨の入手を制限する、または中央銀行の事前承認を必要とする為替規制は適用されない（法第 198 条、199 条）。ただし、当該利益、配当金または利子が、資本拠出その他の直接投資または外国との金融債務によって生じたもので、外国為替市場で決済されたものに限る。

⑤ 国外での流動資産の保有

国外での流動資産の保有に制限はない（法第 198 条、199 条）。ただし、国外での流動資産の保有については、将来的な外国為替市場へのアクセス制限または中央銀行の事前承認の対象となる可能性がある。すなわち、国外での商業債務、金融債務、貸付金の元本および利息の支払い、配当金および利益の分配、直接投資の本国送還などの義務がある場合、国外での流動資産を保有している間は、外国為替市場にアクセスを制限する可能性がある。

(3) その他の優遇措置

その他には以下の優遇措置がある。

- ・ 政府は、SVP がプロジェクトで得た財を自由に利用できることを保証し、国内市場での販売を義務付けず、輸出も制限しない（法第 200 条）。
- ・ 資産および投資は、接収または収用などの対象とならない（法第 200 条）。
- ・ プロジェクトの継続的な運営、輸出入の自由、国内での販売等の権利を保証し、政府による強制的な価格設定、国内への供給義務、輸送方法の義務付け、輸出向け投入物の加工などの義務付けを行わないことを保証する（法第 193 条、第 200 条）。
- ・ 権利を保護するための司法へのアクセスが妨げられないことを保証する（法第 200 条）。
- ・ SVP の自由な選択によって、国際財務報告基準（IFRS）に基づいた米ドル建て、またはアルゼンチン・ペソ建ての財務諸表を作成することができる（法第 194 条）。

（4）RIGI の優遇措置の終了

RIGI の優遇措置と権利は、以下の事由により終了する（法第 209 条、第 210 条）。

- ・ 耐用年数の終了により、プロジェクトが終了
- ・ 破産
- ・ SVP による RIGI の規定違反に対する制裁としての優遇措置の廃止
- ・ 一定の条件に従い、約束された出資が期限内に履行されなかった場合。この場合、RIGI の適用承認によって発生した義務が停止される前に罰則が科される。

5. RIGI の適用申請

RIGI には申請の受付期間が設定されている。受付期間は RIGI の発効から 2 年間だが、政府は申請の受付期間をさらに 1 年間延長することができると基盤法は定めている。

基盤法第 175 条に従い、当該制度が定める権利および優遇措置を取得する目的で RIGI の適用を求める場合は、アルゼンチン経済省が提供するシステムを通じて申請を行う必要がある。投資計画の承認を得るには、同法第 176 条および経済省決議第 1074/2024 号が定める要件を満たさなければならない。これら手続きで最も重要な点は以下のとおりである。

- ・ プロジェクトの内容説明
- ・ 投資総額
- ・ 投資のスケジュール案
- ・ SVP の事業が国内市場を歪めないことを表明する宣誓供述

- ・ 投資額および資金調達源の説明
- ・ 直接・間接雇用の見通し
- ・ 投資計画が承認された日から 3 年間のプロジェクトの貿易、外貨収支
- ・ SVP が投資計画の開発のために取得した許認可、など。

政府は、申請から 45 営業日以内に承認するか否かの決定を下すとされている。申請が却下された場合、不服申し立てを行うことはできない。申請者は、同一プロジェクトに関する新たな投資計画を提出し、同一暦年内に 2 回まで、当局の審査を受けることができる。

6. RIGI の適用を受ける初の承認案件

本報告書の作成時点で、経済省の評価委員会は 9 件のプロジェクトの申請を受理しており、うち 1 件がすでに承認されている。9 件のプロジェクトのうち 4 件が鉱業（リチウム 3 件、金 1 件）、エネルギーが 4 件（石油パイプライン、天然ガス液化設備各 1 件と再生可能エネルギー 2 件）、製鉄が 1 件である。このうち 5 件は 10 億米ドルを超えるプロジェクトである。

2025 年 1 月 8 日付で政府が発表した最初の承認案件は、国有石油会社 YPF の関係会社で発電事業を手掛ける YPF ルスおよびルス・デ・カンポが提出した投資額 2 億 1,100 万米ドルの案件、エル・ケマード太陽光発電所の建設プロジェクトである。同プロジェクトは、メンドサ州の電力関連会社 EMESA と共同で開発され、同州のラス・エラス市に 305MW 設置容量の太陽光発電パークを建設し、そのうち 200MW が第一段階、105MW が第二段階に予定されている。

このプロジェクトの発電容量率は 31.4% で、350 ヘクタールの敷地にエネルギー効率を高める表裏両面から太陽光を取り込む二面式太陽光発電パネル 51 万 8,000 枚を設置する。同プロジェクトにより、年間 38 万 5000 トン以上の二酸化炭素の排出が削減される見通しである。第一段階の操業開始は 2026 年の第一四半期に予定されており、建設期間は 18 カ月と見込まれる。

同投資計画は、2 段階に分けて提示されているが、投資の全額は最初の 2 年間で行われる予定である。政府の発表によると、RIGI に規定されているとおり、徴税・税関管理庁(ARCA)が YPF ルスおよびルス・デ・カンポに特別な納税登録單一番号 (CUIT) を付与し、税制および関税の優遇措置が適用される。また、為替制度の優遇措置も適用され、プロジェクト開発に必要な財・サービスの輸入品目リストも承認された。

7. 中南米における投資優遇制度との比較

投資優遇制度自体は、ラテンアメリカ諸国の経済政策において新しいものではない。実際、基盤法の制定に先立ち、国会のさまざまな委員会で行われた議論を通じて、中南米や世界各国で導入されている投資優遇制度が分析された。

例えば、1974年にチリにおいて当時のアウグスト・ピノчет政権が、外国人投資家に対して外国為替市場へのアクセスや、進出から1年後に資本を本国に送金する権利など特別な優遇措置を40年間にわたり提供した。また、投資額を上限として、すべての税金、関税、課徴金が免除されていた。そしてチリの制度は、付加価値税と関税制度の不变性、および鉱業活動に対する特定税の不变性を保証した。

中南米における先行事例はコロンビアにもある。コロンビアでは、2000年の政令2080号第11条は「為替に関する権利の保証。外国投資の登録日において法的に有効な投資償還および利益送金の条件は、投資家に不利な影響を与えるようなかたちで変更することはできない」と定めている。また、ペルーでは、1992年に公布された鉱業法は、「投資家は15年間、投資が行われた時点で有効であった納税義務を遵守しなければならず、その後、より負担の重い法律によって影響を受けることはない」と定めている。

8. 結論

以上のことから、RIGIは重要な経済的便益と優遇措置を伴う安定性と法的保護の強固な枠組みを投資家に提供し、アルゼンチンにおいて大規模投資を検討する投資家のリスク評価を大幅に改善するものであると考えられる。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブエノスアイレス事務所
E-mail : infobuenosaires@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター
ビジネス展開課
E-mail : SCC@jetro.go.jp

JETRO